

# くまもと広場ニスト育成スクール運営等業務委託 仕様書

## 第1条(適用)

本業務委託仕様書は、「くまもと広場ニスト育成スクール運営等業務委託」(以下、「本業務」という)について適用するものとする。

## 第2条(目的)

魅力と活力ある中心市街地の創造に向けて、人中心の「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」の実現を目指すため、官民協働による日常的かつ継続的な公共空間の利活用促進を図ることを目的とする。

## 第3条(履行期間)

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年(2027年)3月26日(金)までとする。

## 第4条(履行場所)

熊本市中心市街地外

## 第5条(疑義)

本特記仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、熊本市(以下、委託者という)と受託者が協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行することとする。

## 第6条(秘密の保持)

受託者は、本業務の実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならず、貸与についても予め委託者の承認を得たもの意外は一切外部に漏らしてはならない。インターネット経由でのデータの受け渡しについては、安全性が十分確保できることが証明できるのであればこの限りではない。また、受託者は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、すべての責任を負うと共に以後の処理については委託者の指示に従うこととする。

## 第7条(業務内容)

本市中心市街地において、日常かつ継続的に公共空間の利活用促進が図られるよう、実践形式のスクールを実施し「くまもと広場ニスト」の育成を行うこと。

本業務スケジュールおよび業務内容は以下のとおりとする。

### (1) スクールの計画

以下の事項を踏まえた上で、スクール内容、カリキュラム、講師選定等の計画を行う。なお、スクールの詳細については、委託者と協議の上決定することとし、各講座の詳細については事前に委託者の承認を得た上で実施すること。

### (2) スケジュール(案)

- 7月下旬 受講生募集開始
- 8月下旬 第1回講座(土曜日または日祝日の午後4時間程度)
- 9月下旬 第2回講座(土曜日または日祝日の午後4時間程度)
- 10月 第1回トライアルイベント(土曜日または日祝日の終日)
- 11月 第3回講座(土曜日または日祝日の午後4時間程度)
- 2月 第2回トライアルイベント(土曜日または日曜日の終日)
- 3月 第4回講座(土曜日または日祝日の午後4時間程度)

### (3) 受講生の募集

#### (ア) 人数

15名を上限とする。

#### (イ) 募集要件

次に挙げる項目をすべて満たす者とし、受講生の決定については、委託者と協議し決定すること。なお、募集要項に必要となるその他事項については別途協議により決定すること。

- ① くまもと広場ニストとして、本市中心市街地などでの継続的な公共空間の利活用に意欲のある者。
- ② 居住地は問わず、定期的・継続的な公共空間の利活用を実施できる者。
- ③ 全ての講座及びイベントへの出席が可能な者。なお、講座についてオンライン受講も可とする。

#### (ウ) スクール受講生の募集

##### ① 受講生の募集方法

ウェブ上での受講申し込みフォームの作成・管理

##### ② 受講生募集チラシデータ作成・印刷

チラシには、本スクールの目的・内容・スケジュール等を分かりやすく記載し、前述の申し込みフォームQRコードを記載すること。チラシについては、A3サイ

ズ両面(A4 二つ折り仕上げ)とし、フルカラーにて1,000部印刷し納品すること。また、チラシデータについても併せて納品すること。

③ 広報(チラシ)の掲示及び配布

SNS等による広報の実施、チラシの掲示に協力頂ける商業施設や本市所管施設にてチラシの掲示及び配布を行うこと。チラシの掲示及び配布場所については、委託者と協議の上を決定することとし、更に委託者が指定した複数場所へ納品を行うこと。なお、以下の内容については委託者が実施する。

- ・市ホームページ及び市 SNS による発信
- ・まちづくりセンター等の本市所管施設での掲示等の依頼
- ・花畑広場での掲示
- ・中心市街地への情報提供

(エ)受講申込者への対応

受講申込受付及び受講決定通知の送付、スクールに関する各種問い合わせ対応を行うこと。なお、受講生の決定については、委託者と協議し決定すること。

(4)講座の開催業務

受講生が活動を行う上で必要となる知識を、実務者、専門家及び学識経験者等から学ぶことができる内容とし、講座及び業務内容については以下のとおりとする。

(ア)各講座時間は4時間程度とする。

(イ)講座で使用する PC 等の機器類は受注者にて準備すること。

(ウ)講座開催に必要なテキスト等資料の作成・印刷・製本は受注者にて行うこと

(エ)会場の手配は受注者にて行うこととし、会場使用料についても受託者の負担とする。

(オ)講座当日の運営

受託者は各講座3名以上の体制にて、会場設営・受付・進行・記録等の講座運営を行うこと。

(カ)講座のアーカイブ配信

受講後にフォローアップが可能となるように、アーカイブで一定期間、講座内容を閲覧できるようにすること。

(キ)講座内容について

① 第1回講座

熊本市エリアマネジメントアドバイザーを講師とし、次の内容を中心に、広場空間の制度や施策、広場利活用事例について学ぶ内容とする。なお、当該講座実施に係る講師料の費用負担は生じない

- ・オリエンテーション(受託者)
- ・くまもと広場ニストとは(熊本市)
- ・熊本市のウォークブル施策(熊本市)

- ・利活用促進を図る公共空間の概要及び利用に係る制度(熊本市)
- ・広場空間利活用事例(講師:熊本市エリアマネジメントアドバイザー)
- ・まとめ、事務連絡等(受託者)

## ② 第2回講座

くまもと広場ニスト認定者等3名程度を講師とし、次の内容を中心に、広場利活用に必要なマーケティング、広報、実務的な知識を習得する内容とする。また、第1回トライアルイベントの説明を行う。なお、講師については、委託者と協議の上決定することとし、講師料については受託者にて負担すること。

- ・第1回講座のふりかえり(受託者)
- ・公共空間を利用したまちづくり事例説明(受託者・講師)
- ・イベント実施時に必要となる次のa~cの知識(受託者・講師)
  - a 利活用にかかるマーケティング手法
  - b 利活用の実務(企画手法、出店者・協賛者の募集方法、収支管理手法、各種手続きの流れ、評価手法 等)
  - c 広報手法(効果的な使用媒体の選定、簡易チラシ作成手法、効果的な広報内容 等)
- ・くまもと広場ニスト認定者等とのグループトーク(受託者)
- ・第2回トライアルイベントのグループ分け等(受託者)
- ・第1回トライアルイベントの説明(受託者)

## ③ 第3回講座

第1回トライアルイベントの振り返りを行い、受講生が企画運営を行う第2回トライアルイベントの企画を行う。また、受講生が活動を行う上で必要となる知識として、委託者より各種行政への申請内容について説明する。

- ・第1回トライアルイベントのふりかえり(受託者)
- ・広場利用にあたって必要な各種申請(受託者・熊本市)
- ・第2回トライアルイベントにて必要な各種申請の確認・作成(受託者)
- ・第2回トライアルイベントの企画の具体化(受託者)

## ④ 第4回講座

第2回講座参加のくまもと広場ニスト認定者等を中心に3名程度を講師として招き、第2回トライアルイベントの振り返りを行う。また、まちづくりに携わる事業関係者に来場頂き、受講生による今後の広場活用案の発表及び交流を行うことで、受講生のスクール終了後の活動の充実を図る。なお、講師料については受託者が負担することとするが、事業関係者への謝礼に関する費用負担は生じない。

- ・第2回トライアルイベントのふりかえり(受託者)
- ・修了証授与式(熊本市)
- ・事業関係者等来場者紹介(熊本市)

- ・くまもと広場ニスト事業・概要説明(熊本市)
- ・関係者との交流会(受託者)

#### (5) トライアルイベント支援業務

受講生の講座内容に対する理解を深め、より実践的な体験の機会を提供するため、トライアルイベントの支援を行うこと。トライアルイベントの実施にあたっては、グループミーティングを重ねて内容の検討及び運営を行い、全受講生が主体的にイベント実施に関わることができるよう支援すること。なお、トライアルイベント及びその支援業務内容は、以下のとおりとする。

##### (ア) 企画支援業務

各チームに対して伴走支援として、トライアルイベント実施前には、メールや電話、SNS、対面、WEB打合せなどの手段を用いて、各チームへの助言・指導を行うこと。なおそれらを行うための体制を事前に整えること。なお、本業務での伴走支援は、第1回講座から第4回講座までの期間にて実施することとする。

##### (イ) イベント当日の運営支援業務

- ① イベント開催は、土曜日又は日曜日の終日を基本とする。
- ② 受託者はイベント当日2名以上の体制にて運営補助等を行うこと。
- ③ 受託者はイベント実施中において受講生の安全確保を行うこと。特に、イベント実施中は、受講生がイベント関連車両や通過交通等との交通事故に遭うことのないよう、十分な安全確保に努めること。
- ④ 受託者はイベント実施中において受講生がトラブルに巻き込まれた場合、又はイベント参加者等への対応が困難な状況が発生した場合には、円滑な問題解決を図るため、必要に応じて仲裁及び関係者間の協議に加わること。なお、対応を実施した場合には、委託者へ適宜報告を行うこと。
- ⑤ 受託者は、イベント保険に加入すること。

##### (ウ) 支援金の清算・支払い業務

本業務委託費においては、第2回トライアルイベント費用の一部として、受講生1人当たり3万円を計上している。

##### ① トライアルイベント費用の一部負担(広報費・営繕費等)

受託者は、第2回トライアルイベントの実施に要する費用の一部(広報費、営繕費等)として、受講生1人当たり3万円を受講生に支給するものとし、受託者が負担する金額の総額は45万円以上とする。

なお、委託費における本負担金(総額45万円)については、消費税が課税されないもの。

受託者は、支援金及び受講生が募集した協賛金について適切に管理すること。

##### ② 支援金の支給は、受講生が必要経費を一旦立て替えた後、受託者が当該

支出内容を確認の上、実費精算により行うこととする。

③ 受講生数に変更が生じた場合は、別途協議により業務委託料の変更を行うこと。

(エ)会場使用料については原則無償とし、使用料が生じる場合は、別途協議により業務委託料の変更を行うこと。

(オ)委託者が所有する什器については無償で提供するものとする。

(カ)イベント内容について

① 第1回トライアルイベント

委託者が指定した公共空間での催事に1日関わり、受講生が企画運営する第2回トライアルイベントの企画運営の参考となる知識習得の機会とすること。  
なお、催事主催者への事前交渉は委託者にて実施する。

② 第2回トライアルイベント

受講生を3つ程度のグループに分け、イベントを企画運営し実践を通して知識を習得する機会とすること。

(キ)実施場所

① 第1回トライアルイベント

熊本市が指定する熊本市中心市街地等

② 第2回トライアルイベント

桜町・花畑周辺地区(中心商店街含む)及び熊本駅周辺地区等から受講生が選択した場所

(6)成果レポートの作成

スクール内の講座・トライアルイベントの一連について、活動実績等を「本編」・「概要版」の2種類で取りまとめること。特に、「概要版」については、今後の継続的な活動に向け、対外的に公表することを想定しているため、写真等を用いて、分かりやすく取りまとめること。なお、講座については動画で記録し、トライアルイベントについては写真で記録すること。

第8条(成果品)

(1)本業務により作成する成果品は、次の各号に掲げるものとする。

(2)成果品の内訳は、以下のとおりとする。

(ア)成果レポート「本編」

講座等概要(目的・日時・対象者)、実施内容、成果、課題等を記載すること。

(イ)成果レポート「概要版」

チラシサイズ A3両面(A4 二つ折り仕上げ)とする。

(ウ)記録した動画及び写真(※データのみの提出)

- (エ)募集チラシ(データはオリジナルデータを含む)
- (3)成果品の提出媒体は、紙1部及びデータ一式(CD-ROM)2枚とする。

#### 第9条(その他)

- (1)講座の実施内容については、事前に委託者の承認を得ることとする。
- (2)委託者との打ち合わせは、合計8回(計画・受講者募集前1回、各講座及びトライアルイベント実施前6回、成果品納品時1回)とする。なお、各講座実施前の打ち合わせについては、講師同席のうえ実施する。なお、打ち合わせについては、リモートによる実施を可とする。
- (3)講座及びトライアルイベントの開催日については、履行期間中に委託者と受託者が協議のうえ決定すること。また、雨天時の対応その他実施条件についても、別途協議のうえ決定すること。
- (4)事業実施にあたり製作するチラシその他の広告物については、委託者が事業主体である旨(市からの受託事業である旨)を必ず明記すること。
- (5)受託者は、本スクール運営に係る実費に相当する額として、受講生から一人当たり受講料1万円(税込)を徴収すること。
- (6)本業務の内容、方法等について疑義が生じた場合には、委託者と受託者は都度協議し、誠意をもって対処すること。
- (7)本業務は、消費税が課税されない取引が含まれるもの。なお消費税が課税されない取引については、トライアルイベント費用の一部負担(総額 45 万円)が対象となるもの。

#### 第10条(他計画との整合)

受託者は業務にあたり、以下の計画との整合性を考慮したうえで本業務を実施すること。

- ・熊本市第8次総合計画
- ・熊本市中心市街地ウォークブルビジョン
- ・熊本市中心市街地活性化基本計画
- ・その他関連する計画